

ごかのお知らせ

(No.513)

お知らせ

空き地の適正な管理をお願いします

（生活安全課）
空き地に雑草や枯草が繁茂すると、害虫や火災が発生しやすくなったり、ごみ等の不法投棄を招いたりします。

雑草の刈り取りは、その土地の所有者（管理者）が行わなければなりません。

所有（管理）している土地は適正に管理し、良好な環境の保全に努めることが「五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例」により定められています。

お問い合わせ

生活安全課 生活環境 G
☎(84)3618（直通）

町民税の納税通知書を発送します

（町民税務課）
平成30年度町民税の納税通知書（普通徴収分）を6月13日（水）に発送する予定です。期限内納付にご協力ください。

○公的年金等からの特別徴収

（天引き）に係る注意点
・公的年金等からの町民税特別徴収は4、6、8月に仮徴収を行い、10、12、2月に本徴収が行われます。
・給与や他の所得に係る税額は、公的年金等から特別徴収はされません。

・公的年金等所得に係る町民税は、給与からの天引きに含めることができません。このため、給与所得と年金所得の2本立てで特別徴収をされる方もいます。

○4月1日現在65歳未満で年金所得がある方

公的年金に係る町民税が給与から天引きされます。

※なお、平成26年度から平成35年度までの10年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、町民税均等割に1,000円（県民税500円、町民税分500円）が加算されますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

町民税務課 税務 G
☎(84)1966（直通）

後期高齢者医療保険料の納付方法は変更できます

（町民税務課）

後期高齢者医療保険料の年金からの天引きによる納付（特別徴収）を希望しない方は、申し出いただくことにより、口座振替による納付に変更することができます。

申請書は町民税務課（③窓口）にありますので、手続きの際には印鑑をご持参ください。

また、既に納付方法の変更申請をいただいている方は、引き続き口座振替による納付となりますので、改めて手続きの必要はありません。

○口座振替のできる金融機関

- ・武蔵野銀行
- ・茨城むつみ農業協同組合
- ・埼玉りそな銀行
- ・常陽銀行
- ・ゆうちょ銀行

※口座振替の手続きがお済みでない方は、同窓口（ゆうちょ銀行以外）で受付けますので、口座の詳細（通帳等）と銀行届出印をご持参ください。

お問い合わせ

町民税務課 税務 G
☎(84)1966（直通）

低所得の方の居住費・食費の負担が軽減されます

（健康福祉課）

介護保険施設やショートステイを利用する方の居住費・食費は、全額自己負担が原則ですが、低所得の方は負担が軽減されます。左記に該当する方は健康福祉課⑥窓口申請してください。

また、昨年度該当にならなかった方も、左記に該当する場合は申請してください。

・本人及び世帯全員と配偶者（別世帯含む）が住民税非課税
・預貯金・有価証券等の合計額が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下

○利用負担段階

第3段階	第2段階	第1段階
合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が80万円以上	合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が80万円以下	高齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者

お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援 G
☎(84)0006（直通）

転作現地確認を実施します

（産業課）

農業者の方が転作の申告をした作物について、第1回目の転作現地確認を6月1日（金）から6月22日（金）まで実施します。

○現地確認に実施にあたって
・現地確認の方法は、昨年と同様です。

・カードは、現地確認期間中に回収するまで、農地に立てたままにしてください。

お問い合わせ

産業課 地域振興 G
☎(84)2582（直通）